



三上税理士法人発行  
オリジナル事務所通信

平成 30 年 4 月号

## 代表便り ~赤ちょうちんにて~

ようやく確定申告も終わり、落ち着いてきましたが、3月決算5月申告までは、税理士事務所の繁忙期です。もう少し頑張ります。

今年の確定申告は、ありがたいことに、400件弱の申告をすることができました。ご協力頂いた皆様ありがとうございました。

数ある確定申告の中で今年際立ったのは、仮想通貨の譲渡益でしょうか？今までは一回も処理したことありませんでしたが、今年は、数件の処理をさせて頂きました。思えば、数年前は、FXをやっている人が多かったので、その層が仮想通貨に流れた感じなのでしょうね。申告の内容だけでなく、作業も昔と比べると大分変わりました。

システムが発達したので、担当1人当たりの担当数も飛躍的に伸び、パソコンやスカイプ、クラウドを駆使して、より簡潔、短時間で処理できるようになりました。

昔は、電子申告なんて言葉なかったもので、申告書が出来上がって、お客様に印鑑を頂いて、事務所にその申告書を貯めておく。3月15日に、朝、事務所全員で、各地の税務署に一斉に出かけて行って、收受印をもらい、事務所に帰ってくる。全員がそろるのは、13時頃だったのでしょうか。戻ってきた申告書があるかどうか複数人でチェックすること2時間。

15時頃、所長が「これで全て確定申告が終わりました。お疲れ様でした。」  
皆「おおおおー！。終わったー」  
部長が「お疲れさまー。カンパイ！！」

15時位に事務所の中で缶ビールで乾杯をし、その後赤ちょうちんに行き、油まみれの串カツと大ジョッキで盛り上がる。  
そんな時代も懐かしいです。

何年前？もう20年前でした・・・懐かしいより、恐ろしい・・・。



三上税理士法人

- 本店 〒486-0945 愛知県春日井市勝川町4-170 パークサイドハイツ1階  
TEL 0568-36-2022 FAX 0568-36-2039
  - 春日井インター店 〒486-0812 愛知県春日井市大泉寺町108番地9  
TEL 0568-82-7770 FAX 0568-82-7771
- MAIL [mikami@taxer.info](mailto:mikami@taxer.info)

## 本店便り ~花粉症~

文責：亀田

確定申告も無事に終わってほっと一息と行きたいところですが、毎年この時期は花粉症との戦いが待っています。マスクと漢方薬とティッシュの三種の神器が手放せません、ある意味確定申告時期よりしんどいかもかもしれません（笑

今年は、病院で治療しようと決意し早速予約を・・・少しでも改善されればと切なる思いで病院へ行ってまいります。



## インター店便り ~インター店、花壇を作りました！！~

文責：服部

インター店開設当初から、お客様に不評だったインター店の外回りですが、今回、花壇を作って華やかに変身しました。

昨年 9 月のオープン当時は、顧問先でない一般のお客様から「外回りを何とかした方がいい！」とお電話をいただくほどの現状でしたが(!?)雑草を撤去し、花壇を作ったことで、だいぶ良くなってきました。(手作り感がすごいです(笑)) 今回植えたパンジーはインター店裏にあるブドウ農園の方からいただいたもので、いつも気にかけてくださって、よくしていただいています。こういうご近所付き合いも、大切にしていきたいと思います。



三上税理士法人

■本店 〒486-0945 愛知県春日井市勝川町 4-170 パークサイドハイツ 1 階

TEL 0568-36-2022 FAX 0568-36-2039

■春日井インター店 〒486-0812 愛知県春日井市大泉寺町 108 番地 9

TEL 0568-82-7770 FAX 0568-82-7771

MAIL [mikami@taxer.info](mailto:mikami@taxer.info)

## 経営情報

### ～所得拡大促進税制について～

文責：足立

平成 30 年度税制改正の大綱において、この 4 月から中小企業の賃上げ支援強化で改正される、所得拡大促進税制についてご紹介します。

経済産業省 HP ([http://www.meti.go.jp/main/zeisei/zeisei\\_fy2018/zeisei\\_k/index.html](http://www.meti.go.jp/main/zeisei/zeisei_fy2018/zeisei_k/index.html)) より  
従来の制度から支援を深掘り(控除率 10→15%)するとともに、制度をシンプルにし幅広い企業の活用を推進し、中小企業の賃上げを支援。また、思い切った賃上げ(2.5%以上)に加えて人材投資や生産性向上に取り組む企業には、更に大胆な支援を実施(控除率 22%→25%)。

「現行制度」(平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日までに開始する事業年度において摘要)

#### 適用の要件

- 【要件①】 給与等支給総額が対基準年度(平成 24 年度)比で 3%以上増加
  - 【要件②】 給与等支給総額が前年度以上
  - 【要件③】 平均給与等支給額が前年度を上回る
- 税額控除 給与等支給額の対基準年度増加額の 10～22%の税額控除  
※法人税額の 20%が上限

『改正概要』(平成 30 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日までに開始する各事業年度において摘要)

#### 適用の要件

- 【要件①】 給与等支給総額が前年度以上 ※基準年度との比較要件は撤廃
  - 【要件②】 平均給与等支給額が前年度比で 1.5%以上増加 ※計算方法を簡素化
- 税額控除 【通常】 給与等支給総額の対前年度増加額の 15%の税額控除  
【上乗せ】 一定の要件(※)を満たす場合は 25%の税額控除  
※法人税額の 20%が上限

<※上乗せ要件> 要件②の増加率が 2.5%以上であり、かつ、次のいずれかを満たすこと

- 教育訓練費が対前年度比 10%以上増加
- 中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画の認定を受けており、経営力向上がなされていること



#### 三上税理士法人

- 本店 〒486-0945 愛知県春日井市勝川町 4-170 パークサイドハイツ 1 階  
TEL 0568-36-2022 FAX 0568-36-2039
- 春日井インター店 〒486-0812 愛知県春日井市大泉寺町 108 番地 9  
TEL 0568-82-7770 FAX 0568-82-7771  
MAIL [mikami@taxer.info](mailto:mikami@taxer.info)

# 4月の税務

- ・ 2月決算法人の確定申告  
〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税〉  
申告期限…5月1日(火)
- ・ 8月決算法人の中間申告  
〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉(半期分)  
申告期限…5月1日(火)
- ・ 固定資産税(都市計画税)の第一期分の納付  
申告期限…4月中において各自治体の条例で定める日  
振替日…4月20日(金)  
振替日…4月25日(水)
- ・ 平成29年分所得税の振替納付日
- ・ 平成29年分消費税の振替納付日

## 臨時休業のお知らせ

誠に勝手ながら4月11日(水)は臨時休業とさせていただきます。皆様には大変ご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解ご了承を賜りますようお願い申し上げます。

## 行楽日記

文責：加藤



先日、VR体験をしてきました。名古屋では一部のゲームセンターなどで体験スペースが設けられているようです。

まだ、体験できるゲームは限られていて、3タイトルぐらいしかありませんでした。その中でやったのが、「脱出病棟Ω」という、病院から脱出するゲームです。

ゲーム性は、車椅子に乗り、左手で車椅子を操作し、右手にもった懐中電灯で辺りを照らしながら進んでいくものでした。時折、目の前にゾンビみたいな生物が突然現れたりしビクビクして、腰が浮きました。

2人以上からプレイできるのですが、一緒にやった人が早々に脱落したためすぐにゲームオーバー。

5分足らずで終わってしまったのですが、自分もちょっとVR酔いし始めて来たのでちょうどいいやめ時でした。

まだまだ、これから進化していくジャンルだと思うので期待と、今度は酔わないように心して挑みたいと思います！



三上税理士法人

■本店 〒486-0945 愛知県春日井市勝川町4-170 パークサイドハイツ1階

TEL 0568-36-2022 FAX 0568-36-2039

■春日井インター店 〒486-0812 愛知県春日井市大泉寺町108番地9

TEL 0568-82-7770 FAX 0568-82-7771

MAIL [mikami@taxer.info](mailto:mikami@taxer.info)